

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和2年12月4日（金）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、佐藤委員、高木委員、別宮委員、湯本委員

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、野中大気水質指導監、安部課長補佐、渡邊副主査、大森技師

次第

1 開会

2 議事

議題 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

3 その他

4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1

資料2

参考資料

資料3

1 開会

(司会 安部課長補佐)

皆様には御多忙中のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、大気水質保全課 環境影響評価担当 安部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。はじめに、渡辺大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきありがとうございます。さて、環境影響評価手続は、環境に大きな影響を及ぼす事業の実施に先立ち、事業者が環境へ及ぼす影響を事前に調査・評価し、その結果を事業に反映させるためのもので、本県の素晴らしい自然環境、良好な生活環境の保全を図る上で、なくてはならない重要な手続であります。本日は、太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について御審議いただくことを予定しております。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(司会 安部課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、10名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、資料2、参考資料、資料3となります。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

傍聴人の方への注意事項ですけれども、本日、傍聴人の方はいませんので、このまま進めさせていただきます。この審議会でございますけれども注意事項といたしまして、審議会の記録のために審議の途中で、写真を撮影する場合がございますのでよろしくお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがございます。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成し、県のホームページにて公表している関係で、議事をすべて録音させていただきます。このため、発言に当たりましては、必ずマイクを使用させていただきます、大きな声で発言のほうをお願いいたします。また、発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。

それではこれより次第に従いまして議事に入らせていただきます。議長につきましては、条例47条第10項の規定により会長が議長となると定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事

議題 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

(坂本会長)

はい。皆さんこんにちは。それでは議事を始めたいと思います。運営方針について確認さ

させていただきます。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いてすべて公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというごをお願いします。以上、御協力をお願いします。

本日は密にならないように、よく換気されていますので、お寒い方がいらっしゃったら防寒具を着ていただいて結構です。それから発言のときもマスクを着用したままということをお願いいたします。

それでは、本日の議題は、太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正に関するものです。事務局から議題の内容について説明いただいた後、質疑応答・意見交換を行います。終了時刻は、午後2時30分頃を予定しております。

それでは、議題に入ります。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局 安部課長補佐)

大気水質保全課の安部でございます。「資料1」を御用意いたします。この資料に基づき太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について説明いたします。なお、「資料2」緑の資料も適宜平行して御覧いただきますので、併せてお手元に御用意いただけますと幸いです。

それでは「資料1」オレンジ色の資料1ページへお進みください。本日の説明内容ですが、まず、「1. 現状」として、「国の動向」と「本県の現状とアセス条例規模裾下げの必要性」についてお話しします。次に「2. 改正案」として、「規則改正の考え方」と「山梨県環境影響評価条例施行規則の改正案」を御説明いたします。

それでは、2ページの表題「1-1. 国の動向」を御覧ください。「国の動向」ですが、太陽光発電事業については、森林等の中山間地域において、大規模に設置する事例が増加しております。新聞報道や地方自治体のアンケート調査等によれば、濁水の発生や水質への影響、森林伐採等の自然環境への影響、土砂災害や景観・動植物・生態系への影響が挙げられています。

恐れ入りますが、ここで「資料2」、緑の資料を御用意いただき、2ページの表題「参考1 全国の問題事例の状況」をお開きください。図表1は「報道状況からみた項目ごとの問題事例整理結果」でして、2016年1月から2018年7月までの新聞報道から問題事例を整理したものです。主な問題点としては、①土砂災害等の自然災害の発生、②景観への影響、③濁水の発生や水質への影響、④森林伐採等の自然環境への影響、⑤住民説明の不足といったものが挙げられます。

次ページにお進みください。表題「参考2 全国の苦情の状況」です。図表2は、太陽光発電事業における環境影響評価に関する苦情の発生状況について、各都道府県や政令指定都市等対し環境省が2018年9月に実施したアンケート調査結果です。苦情があった項目の上位を占めるものは、①土砂災害、②景観、③水の濁り、④反射光、⑤動物、植物、生態系への影響などです。

それでは、「資料1」、オレンジ色の資料2ページ、表題「1-1」にお戻りください。一番目の四角で説明したこのような現状を踏まえ、真ん中の四角の中になりますが、環境省の有識者会議、中央環境審議会から、次の内容の答申が2019年4月に出されました。一つ

目として大規模な太陽光発電事業をアセス法の対象事業とすべきである、二つ目として法対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地方自治体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる、三つ目として環境影響評価項目の選定に当たっては事業の地域特性等に応じて絞り込みや重点化を行い、効率的・効果的な環境影響評価を行うことが重要であるというものでございます。

ここで「資料2」、緑の資料の4ページ、表題「参考3 環境影響評価項目の選定等の基本的考え方」を御覧ください。「図表3」は、「環境影響評価項目の選定等の基本的な考え方」です。個別の事業案件において、どの項目を環境影響評価項目として設定するかは、事業特性・地域特性に応じて事業者が行うことになっていますが、太陽光発電事業におけるその基本的な考え方について、環境省の中央環境審議会で整理し、今回の答申で示されています。

それによれば、「面的な土地改変による環境影響」と「太陽光発電事業特有の環境影響」の2つに大きく分けられています。まず、「面的な土地改変による環境影響」です。「工事の実施に伴う環境影響」では、「大気質（粉じん）・騒音・振動、水の濁り、動物・植物・生態系への影響、人と自然との触れ合いの活動の場への影響、廃棄物等の発生に伴う影響」となっています。

また、「存在及び供用に伴う環境影響」では、「水の濁り、地形・地質への影響、土地の安定性への影響、動物・植物・生態系への影響、景観・人と自然との触れ合いの活動の場への影響」となっています。

次に、「太陽光発電事業特有の環境影響」のうち「太陽光発電事業特有の環境影響」では、「パワーコンディショナーからの騒音、太陽光パネルからの反射光による影響」、「太陽光パネルの撤去・廃棄に伴う環境影響」では、「工作物の撤去に伴う廃棄物」となっています。

それでは、「資料1」オレンジの資料の2ページ、表題「1-1」へお戻りください。中央環境審議会からの答申を受け、一番下の四角になりますが、国は、環境影響評価法施行令を改正し、環境アセス法対象事業として太陽光発電事業を追加しました。この施行令は令和2年4月に施行されています。施行令の規定ですが、「第一種事業」、これは環境アセスメントの手続が必要となる事業ですが、出力4万キロワット以上、それから「第二種事業」、これは環境影響アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業ですが、これは出力3万キロワット以上と規定されています。

次に、3ページ、表題「1-2. 本県の現状とアセス条例規模裾下げの必要性」について説明します。まず、現状です。現行の本県のアセス条例施行規則の規定は、「事業の種類」は、「その他の宅地造成の事業」の規定を太陽光発電事業に適用しており、「第二分類事業」、これは環境アセスメントの手続が必要な事業となりますが、施行区域面積30ヘクタール以上、それから「第三分類事業」、これは環境影響アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業となりますが、施行区域面積15ヘクタール以上としています。

また、本県の太陽光発電事業は、FIT法認定済みの未稼働案件が約3,000件ございます。また、太陽光発電事業は、傾斜地を利用した事業が可能であるため、土地価格が低い森林等区域に事業進出しやすく、森林における事業件数が多くなっています。

ここで、「資料2」、緑の資料の5ページ、表題が「参考4 太陽光発電事業の状況」をお開きください。「図表4」は今年3月現在の「山梨県の林地開発許可件数」です。平成26年度から令和元年度の林地開発件数は41件、そのうち太陽光発電施設を開発目的としたものの件数は、23件と半数以上となっています。

「資料1」オレンジの資料、表題「1-2」にお戻りください。こうした現状を背景として、アセス条例規模裾下げの必要性が生じています。一つは、周辺住民が、森林の持つ涵養機能の低下、自然景観や生態系の破壊、パネルからの反射光による被害を指摘していることです。次に、今後、小規模事業開発による著しい環境影響が懸念されます。さらに、令和2年11月、太陽光発電設備の適性化に関する山梨県議会議員連盟から、「環境アセスメントの対象には小規模施設も含めるべき」との政策提言が知事に提出されました。

それでは、「資料2」緑の資料の5ページ、表題「参考4 太陽光発電事業の状況」を御覧ください。「図表5」は「FIT法事業認定を受けている山梨県内の太陽光発電事業（未稼働）の状況（令和2年6月末現在）」です。この表は、FIT法に基づく認定済み案件のうち未稼働の件数：2,949件（令和2年6月末現在）のうち、面積1～20ヘクタール程度の事業で今後事業開始が想定されるものを抽出しています。それによれば、1ヘクタール以上3ヘクタール未満の案件が11件と最も多くなっています。

次に、ページを2つお進みいただき、7ページの表題「参考6 全国の問題事例集計結果」を御覧ください。「図表7」、「図表8」ともに、平成28年1月から平成30年7月の新聞報道から集計した問題事例数の集計結果です。「図表7」は土地利用別の問題事例数の集計結果です。土地利用別比率の円グラフを見てみると、問題が発生した事例の85%を森林が占めています。「図表8」は、「敷地面積別の問題事例数集計結果」です。敷地面積別比率の円グラフをみると、青色が1ヘクタール未満を表し8%、オレンジ色は1～5ヘクタールを表し21%と、1ヘクタールを境に問題事例数が多い傾向となっていることがわかります。

「資料1」オレンジの資料に3ページ、「表題1-2」へお戻りください。これまで説明した「現状」及び「必要性」を踏まえ、太陽光発電事業の規模要件の裾下げを行いたいと考えます。

4ページ、表題「2-1. 改正の考え方」へお進みください。ここでは、規則改正の考え方について説明いたします。1つ目ですが、本県の太陽光発電事業が環境保全に十分配慮して行われるよう、法の趣旨等を踏まえ、環境アセスの対象に太陽光発電事業を追加します。

2つ目として、平成9年の県環境審議会での「本県の自然環境は、多種多様な生態系を重層的に保有する、非常に恵まれた自然特性を有しており、規模要件の設定に当たり、本県の独自性として恵まれた自然特性に配慮し、法の第二種事業の事業規模に対して、概ね30～50%くらいまでを本県独自の対象事業（必ず環境影響評価を実施する事業）の基準として、規模設定していくことが妥当」とする旨の答申を踏まえ、

環境アセスメントの手続が必要である県条例の第二分類事業の規模は、現在、法の第二種事業、これは環境影響アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業ですが、その40%としています。法の太陽光発電事業の第二種事業の規模要件は、出力3万キロワットですので、その40%は、12,000キロワットとなり、これを面積換算すると18ヘクタールに相当します。

県条例の第三分類事業、これは環境影響アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業ですが、県条例の第二分類事業の50%としていますので、18ヘクタールの50%、9ヘクタールとなります。

3つ目ですが、全国の問題事例集計結果によると、環境上の問題が、土地利用では森林に、敷地面積では1ヘクタール以上に多くなっています。一方、環境アセスメント制度は、その結果を関係法令の許可等に反映させるものとなっています。これらを踏まえ、森林地域につ

いては、関係法令の面積要件を考慮し、より小規模な事業も適切に環境アセスメント実施の必要性を判定できるものとし、林地開発許可が森林保全の観点から1ヘクタール以上を対象としているため、第三分類事業において森林地域は1ヘクタール以上、すなわち、林地開発許可と同一面積とします。

続きまして、5ページ、表題「2-2. 山梨県環境影響評価条例施行規則の改正案」を御覧ください。4ページで説明した「改正の考え方」を勘案した改正案は次のとおりです。事業の種類を太陽光発電事業とし、環境アセスメントの手続が必要である第二分類事業の規模要件は18ヘクタール以上、環境影響アセスメントを行うかどうかを個別に判定する第三分類事業は、9ヘクタール以上とします。なお、森林地域が1ヘクタール以上含まれる場合は1ヘクタール以上とします。ここで言う「森林地域」は森林法で規定する国有林及び地域森林計画対象の民有林です。

以上で、議題に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(坂本会長)

国の方針として再生可能エネルギーを増やすということで、太陽光発電事業が経済的に有利になるような制度ができていました。

それでこのところ、ずっと太陽光発電事業が多かったのですが、土砂災害とか、景観の問題など様々な困った事例が出てきました。それを踏まえて国のほうでも、環境影響評価法で、太陽光発電事業をこの4月から対象にするということになっております。

本県のことで言いますと、今までは、第二分類事業が30ヘクタール以上、第三分類事業が15ヘクタール以上ということで、第三分類事業は、アセスをするかどうかを判定するというので、この会議でも関わったものがあると思います。この間の流れとしては、判定はするのですが、どちらかという原則的にはアセスを全部やってもらうというような方向で推移しております。

そして、そういう状況の中で、県議会の議員連盟からも、アセスメントの条例を考えており、私どもの審議会の対象としている範囲でも、太陽光発電について対応を強めてほしいというような要望がございました。

私たちが対応する環境影響評価条例の中で、太陽光発電について、より厳しくするところがあるかというやはり、この面積のところを狭くすることぐらいしかないというのが、基本的な方向ではないかと思っています。

そこで提案として、その面積を小さく、裾下げするということになって、これを今日の議題として提案していただいたということです。

それではこの太陽光発電事業に関するこの提案について、御質問、御意見をお願いいたします。

(石井委員)

最初に簡単な質問ですが、これは地面に直付けのものを対象にした話でしょうか。

(事務局 安部課長補佐)

はい。そうです。

(石井委員)

わかりました。質問というよりもお願いですが、面積に関してはこれぐらいなのではないかという気がします。一方、山梨の場合、主に斜面に設置されることが多いので、どれぐらい平地から見えるのかというようなことを、どこか、規則の中に入れるのか、他で対応するのかわかりませんが、標高差も何らかの基準を設けたほうが良いと思います。

それから、よく話題になりますけども、細切れにして分譲しているものがたくさんあると思いますので、どこからどこまでが連担しているのか明確にしたほうが良いと思います。

あと、どこかで見たような気がしますけれど、寿命が来た後にパネル等を撤去する義務を負わせるというのを前払いのデポジットかなんかで見たほうが良いと思うんですね。口約束だけだと、会社を潰せば終わってしまう。

それからもう一点、これまでもいくつかここに出てきた案件の中にあつたのですが、森林開発ではなくて、松くいで森林が駄目になったところに、太陽光発電施設を設置するものがいくつかあつたような気がします。きちんと森林は森林で保全するというのを第一にした上での開発という視点に、順番に持っていけるように、どこかで歯止めをかけておいてもらえたらというふうに思います。

(坂本会長)

事務局から回答をお願いします。

(事務局 渡辺課長)

それでは4点ほど御質問いただいております。まず標高差ですが、これにつきましてはスクリーニングで、そういった観点も踏まえて、必要かどうか判定をする中で、評価基準につきましても、勘案していく方向で考えております。

あと細切れになったものを、ひとまとめにしていくかどうかということにつきましては、今回この改正案のとおりですと、森林地域1ヘクタールということで、林地開発の対象要件と一致します。林地開発につきましても、分断した事業のどこまでをひとまとめにするかという考え方がございますので、そちらと整合を合わせる形で、細切れであっても、一団の開発として、面積を考えていくと、そういうようなことの整合を図っていきたいというふうに考えております。

あと、撤去した後の廃棄物をどうしていくかということにつきましては、別途、正確ではないかもしれませんが、経済産業省で積み立てという制度がございますので、そちらのほうで対応していくような形になるかと思っております。あと松くいで駄目になったところの植林を、森林保全をきちんとしていこうということで、当課は森林環境部で森林保全等を推進している部局でもございますので、そちらのほうにもそういった御意見があつたことをお伝えする中で、進めていきたいと考えております。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。環境影響評価条例の中でできることの提案で、それだけではとても、できないようなことがいっぱいあるので、同じ部内に森林の部署がありますので、そのやり方も含めて、しっかりこういう規則の形でない部分についてもしっかりやっていただきたいと思っています。他に御質問、御意見。はい。伊東先生。

(伊東委員)

はい。伊東です。よろしく申し上げます。最初に、データの確認をさせてください。緑の資料の参考4番の図表5のところですね。今、FIT申請されている件数の中で、面積別でみて、アセス判定が必要な森林面積1ヘクタール以上の要件に、全部該当しているということですね。アセス必須規模は18ヘクタール以上なので、20ヘクタール以上の1件は確定だと思うのですが、その下の1ヘクタールから10ヘクタール未満までの件数に関して、森林面積1ヘクタールに該当するのかどうか、もしわかれば教えてほしい。要するに、大きな規模の面積で、森林面積1ヘクタールにかかるかというところは、確認をしておきたいと思ったのがまず一つ目です。

(事務局 安部課長補佐)

はい。今の御質問でございますけれども、御指摘のとおり、こちらにある表の数につきましては、森林1ヘクタールにかかってくるものになります。

(伊東委員)

わかりました。第三分類事業にかかってくるので、判定が必要ということですね。ただ中には判定で不要となれば、アセスをやらない事業も出てくるかもしれないということですよ。

あともう一つ、第三分類事業で、個人的には、その1ヘクタールという、さらに厳しい条件を付与したというのは、他の都道府県の条例ではなかなか見られないものなので、非常に先駆的な改正だと思っています。

ただ少々気になるのが、第三分類事業でアセスをするかしないかのスクリーニング(判定)の手続のやり方です。今、参考資料のほうで、スクリーニングの判定のやり方があると思いますが、一つはアセスをやる前の現況調査、環境影響の自然的な状況とか社会的状況の説明になってくるので、文献調査とか、そういうベースに多分なってくると思います。現地調査までこの段階でやっている事業者も出てくるかもしれませんが、なかなか詳しい情報が出てこないと思うので、その情報で、どこまで判定ができるかなというところです。

あとは、やはり通常のアセスでも、その文献調査等で、古い動植物のデータなどを持ってきて、配慮書の段階でよく見られるのですが、そういう評価をしてそれ程影響ありませんよと言ってしまふ事業者も出てきてしまうので、この第三分類事業で、アセスをするのかしないかという判断がなかなか審議会を通して、データが不十分という話になってきたときに、差し戻しみたいになるケースも出てくるのではないかとちょっと個人的には思いました。今のこのフローだと、市町村の意見と技術審議会の意見が出て、すぐ判定通知60日以内という形になっているので、データの不備などがあった場合には、手続を戻すような仕組みもあったほうがいいのではないかと個人的には思いました。ここまで改正できるのかわかりませんが、その辺りを慎重にやったほうがいいかと個人的には思いました。これは質問というか意見に近いですかね。

もう一つは、先ほどの緑の資料の5ページ目、参考4番の林地開発許可件数が41件ありますよね。そのうちの23件が太陽光発電所ですが、本件と直接関わらないですが、18件が何の事業の開発に関する申請だったのかというのが個人的には気になったので教えてください。他の林地開発事業で影響が出ているものがあるとすると、許可を出してしまつて本

当によかった事業だったのかというの少し気になったので、もしわかれば、これについて教えていただければと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。スクリーニングの話と林地開発の話をお願いします。

(事務局 安部課長補佐)

それでは先ほどの23件以外はどのような目的かというところがございますけれども、例えば、野球場等総合グラウンドの建設、農地造成、スポーツ練習場の建設、それから加工工場の建設、工場の建設、高速道路インターチェンジの新設といったような内容になっています。

(伊東委員)

もし、今の御紹介いただいた開発事業の中で、やはりその影響が何か著しく大きいものであったり、県民からの苦情ですとか、何か問題が発生している事業があるとすると、その他の事業、太陽光発電事業以外に関しても、こういう規模要件として、森林1ヘクタール以上という形で入れたほうがいいのかと個人的には思いました。その精査はまた別の機会になると思います。これは個人的な考えでございます。

(坂本会長)

それから判定の手続で資料が出てきたときにはもうあまり日数がなくて、なかなかしつかりしてない資料が出てくるのではないかということですが、事務局いかがですか。

(事務局 渡邊副主査)

事務局の渡邊です。判定手続については、やはり原則は、今あるデータ、文献調査であるといったものをまとめて、わかっているものに対して、自分たちの事業がどういう影響を与えるかというところで判断しなければならないというのが、今の条例の制度になっております。

ただ、過去の判定事例では、事業者さんの努力次第ですけれども、現地調査を事前にやっておいて、その結果を追加で、データとして入れていただいて、その中で、判断をしたというような事例、過去の案件など割とそのような形でやっていただいたところはございます。なかなか差し戻しというところまでの制度というのはないというのが実際のところです。

(坂本会長)

事業者の判定の届出、県に判定の届け出の前の段階で、そちらに相談があって、そこで指導するということはできますよね。

(事務局 渡邊副主査)

そのようなことを、作成段階でお話しすることは可能です。

(伊東委員)

今の説明は、判定の届出の前にとということですよ。

(事務局 渡邊副主査)

はい。

(伊東委員)

判定の届出の前に、事前にチェックというか、どういう情報でやっているかみたいな確認もできなくはないのですかね。

(事務局 渡邊副主査)

はい。

(坂本会長)

いきなり出してくることは、あまりないですよ。

(事務局 渡邊副主査)

そうですね。他の図書も同じですが、事前に相談いただいて、その中で助言できることは助言しています。

(坂本会長)

だからそこはしっかりできるかどうかということもあるんですよ。林地開発も多分そうだと思う。はい。他に御質問、御意見いかがですか。後藤先生お願いします。

(後藤委員)

委員の後藤です。まず参考1の図表1、問題事例整理結果ですけれども、ここの赤枠で囲んである事例が示されていますけれども、原本はないのでわかりませんが、まずこの事例は、アセスを受けていない、もう一般的な太陽光発電施設に関する問題事例の結果というふうに見てよろしいでしょうか。

(坂本会長)

新聞報道より集計とあります。

(後藤委員)

どういった太陽光発電事業を対象にした整理結果なのかというのを、もしわかれば、教えていただきたいです。

(事務局 安部課長補佐)

はい、事務局の安部でございます。この中でアセスの対象になっているものか否かにつきましては、はっきりとわからないところがございます。新聞報道の中で出ているものですので、アセスの対象となっているものも含まれているでしょうし、そうでないものもあるのではないかと思います。

(後藤委員)

はい。それでは、続いて、次の質問ですけれども、一番問題となっているのが、30件ということで土砂災害と景観があります。土砂災害は1ヘクタール未満でも、当然、懸念すべき事象で、今回の基本的考え方のところでは地形地質への影響、土地安定性の影響ということもきちんと基本的考え方で述べられています。これだけ問題整理のところでは、30件と出ていると、これがアセスの対象となった事例なのか、なっていないのか今不明ですけれども、こういった事例の数を減らすために、問題事例があるから、それを対応するというのであれば、それをこの事例が、きちんと把握できる、捕捉できるような改正案にならないといけないと思います。

土砂災害については、1ヘクタール未満でも当然地形の改変があります。そうすると、今改正案は、第三分類事業が9ヘクタール、森林があると1ヘクタールですけども、それ未満で今までアセスの対象になっていないものについて、多くの問題事例がもしあったとすると、解決にはなっていないということも考えられるのでしょうか。その辺のことも考えられて、この改正案を決められたのかという質問です。

(事務局 渡辺課長)

まず1ヘクタールですが、アセスにつきましては、そういった基準クリア型ではなく、住民とのコミュニケーションを図りながら、環境により配慮した事業にするという手続を許認可に反映させていく、許認可の手続にその手続を上乗せしていくという制度だと考えております。1ヘクタールというのは、森林保全の観点から、林地開発許可が1ヘクタールとしておりますので、それに合わせる必要がある。それ未満のものを対象といたしましても、そういった土砂災害を担保するものがございませんので、林地開発許可と合わせるという形で、1ヘクタールという提案をさせていただいております。以上でございます。

(後藤委員)

すいません、よく理解できません。もう一度ポイントを、わかりやすくお願いします。

(事務局 渡辺課長)

まず土砂災害は、林地開発許可において、一番ターゲットにしている項目でございます。林地災害が起こらないようにということです。それが森林保全の観点から、林地開発許可が1ヘクタールという規模要件にしておりますので、アセスにつきましても、そういった1ヘクタールの規模と合わせる形で、そこでより自主的な環境保全を図っていただくという趣旨で、1ヘクタールという林地開発許可と合わせているということです。

(坂本会長)

1ヘクタール以下でも土砂災害が起こるだろうけど、林地開発の1ヘクタールを使っているということでしょうか。

(事務局 渡辺課長)

林地開発許可でも、1ヘクタール未満のものは、そういった危険性の面から対応しておりませんので、アセスについては、林地開発許可の1ヘクタールで、必要十分な対応ができる

であろうと考えております。

(後藤委員)

後藤です。林地開発についても、1ヘクタール以上としているので、土砂災害については、1ヘクタール未満は考慮していないということでしょうか。

(事務局 渡辺課長)

アセスの手續としては、それ未満のことを考慮する必要性は少ないであろうということです。

(後藤委員)

はい、わかりました。そういう法律になっていると。でも問題事例とかいろいろ挙がっているわけですので、これで土砂災害とか景観とか、参考にも結構苦情等がありますけども、ここが問題提起だったら、この問題提起を解決しないといけないと思うのですけれども。以上です。

(坂本会長)

そのとおりですけれども、環境影響評価条例の範囲で、できることとできないこと、環境影響評価の外のところではできることを、しっかりやってもらわないと、どうしようもないのではないかと考えております。お願いします。

(事務局 渡辺課長)

今、後藤先生が仰ったこと、非常に住民の方が不安を感じているとのこと、最もだと思います。当課で直接事務をしているわけではございませんが、一方で、太陽光に関する条例というのを県のほうで今制定する方向で進んでおります。そういった中では、後藤先生が仰ったような考え方が盛り込まれる余地は十分あると思いますので、今の御意見につきましても、関係部署に伝える中で、推進できるように考えていきたいというふうに考えております。

(坂本会長)

はい。是非、土砂災害は1ヘクタール未満でも十分起きますので、大事だと思います。さっきの県で検討している中には、別途委員会もあって、それには山梨大学の土木の先生も入ってもらっています。

(後藤委員)

もう一つよろしいでしょうか。事務的なものなのですけれども、この改正案というと、第二分類事業と第三分類事業の種類や名称や数字など、普通は改正案の文章が出てきますが、文章は今示されていません。今の規則の文言を変えるというだけの改正ですか。普通、改正の文章が全部出てきますが、その辺は確認しなくてもいいということではよろしいでしょうか。通常改正案だと、文章を全部審議しますよね。前後関係もあるかと思えます。

(事務局 安部課長補佐)

事務局の安部でございます。今回、改正案につきましてはこの考え方を先生方に御意見をいただく中で、お諮りしたところでございまして、案文につきましては、こちらにお任せいただければというふうに考えております。

(坂本会長)

はい。よろしいでしょうか。では高木先生お願いいたします。

(高木委員)

はい。高木です。今話題に出た、オレンジの資料の5ページ目の改正案のところ、よくわかっていないので、お聞きしますが、森林地域に対して、国有林及び地域森林計画対象の民有林と書いてあります。この国有林はわかりますが、地域森林計画対象の民有林というのは、ほとんどの、いわゆる中山間地の森林が入っていると思ってよろしいですか。

(事務局 安部課長補佐)

はい。事務局安部でございます。高木先生の仰っているとおり、ほとんどの中山間地域の森林は含まれるということでございます。

(坂本会長)

山梨県の場合、県有林も多いから、これも足すとほとんど、全部という感じになるのではないかと考えています。はい。他にいかがですか。岩田先生お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。質問ですが、第二分類事業の規模と第三分類事業の規模の算出において、法の第二種事業の40%、それから第二分類事業の50%という案文が出されていますが、この理由といたしますか、この基準というのは何によって定められているのかお伺いしたいです。

(事務局 安部課長補佐)

はい。事務局安部でございます。法の第二種事業の40%を県の第二分類事業としているものにつきましては、このオレンジ色の資料の4ページ、2-1改正の考え方です。こちらの②番に記載があります、平成9年の県環境審議会の答申の中で、法の第二種事業の事業規模に対して、概ね30～50%までを、本県独自の対象事業の基準として規模設定していくことが妥当、その対象事業というのが必ず、環境影響評価を実施する事業の基準ということでございまして、こちらに基づきまして、40%としているところでございます。それから第三分類事業につきましては、第二分類事業の50%となっておりますけれども、これは現在の施行規則で運用している中の規模要件が、第二分類事業の50%を第三分類事業としておりますので、そちらに倣う形で、このような考え方としております。以上です。

(岩田委員)

はい。承知いたしました。今回は保守的に設定をされているということですので、大丈夫、

問題ないとは思いましたがけれども、こういった数字、比例案分で計算していくと、本来重要な保全対象生物である、その行動範囲であったり、例えば森林であれば個体群の維持に必要な面積といったものとかけ離れていく可能性がありますので、もう少しアセス対象とする事象の、空間スケールに合わせた、この考え方のほうがより環境保全をする上では、合致するのではないかと思います。特に小さくなってくると、2ヘクタールの50%で1ヘクタールでいいのかというような考え方は成り立たなくなってくると思います。今回は保守的な設定をしているので、問題は少ないと思いますけれども、是非こういう設定の際には、そういう考え方の検討もお願いしたいと思います。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。他には。工藤先生お願いします。

(工藤委員)

工藤です。参考資料の方で、全国の事例ということで御紹介いただいたのですが、山梨県の場合には、どのような問題事例が実際起こっていて、どのような苦情が山梨県内で出ているのか、教えていただけますでしょうか。

(坂本会長)

多分、苦情事例といっても、新聞記事になったかどうかというところだと思います。別に県に苦情が来たというわけではないだろうから、難しいでしょうか。様子がわかったら教えてください。

(事務局 渡辺課長)

県内の事例ですと、やはり森林開発ということで、涵養機能の低下というような心配があるという要望が出ております。涵養機能が低下して湧水の水量に影響があるというもの。あと当然森林伐採がありますので、自然環境への影響というのがあります。また、裁判事例になっているものもあるのですが、そういった中には、このことに加えまして、反射光による被害があるということになっております。あと景観に対する苦情も非常に多い状況です。

本県につきましても、全国の状況とほとんど同じような傾向を示しておりまして、景観が多くて、涵養機能の低下、水質の問題、あと、動植物への影響、自然環境への影響です。そういうものが多く寄せられている状況です。土砂災害もあります。多いです。ただ、いわゆるアセスの中の環境への影響というのでは、直接、土砂災害というのをとらえておりませんので、今説明の中では省略させていただきました。

(坂本会長)

はい、ありがとうございました。他に御意見、御質問いかがでしょうか。はい。お願いします。

(伊東委員)

最初にコメントですが、後藤先生からお話のあった件(規模要件未満案件の取扱い)について、やはり日本のアセス制度として、環境影響評価法ではスクリーニングの規模要件があ

る一定の面積で、アセスをするかしないかという制度になってしまっています。日本だけですけれど世界で。そういうふうになってしまっているのです、欧米等ではその面積とか関係なしに、やはり環境影響が著しいかどうかという審査を経て、アセスをするかしないかという判断になっているので、日本全体の制度としての問題点として、アセスをよく知っている先生方も、そこを早く直したいというふうに思っているのが現状になっています。やはり1ヘクタール未満であれば影響がないということは言えないと思いますので、小規模な事業でも影響が出てきてしまうケースというのは、もう日本の制度上もしょうがないかなというふうに思っています。

山梨県としてはその条例の中で、その森林の許認可の最低限である1ヘクタールというものを持ってきて、そこと合わせて、アセスの第三分類事業の要件の中に入れてきているということなので、もうそうやるしかないかなというふうに、私も思っています。それで、1ヘクタールが本当にいいかどうかという議論はまたいろいろあると思います。このアセス条例を改正した後にそういったいろいろ問題が出てきた時にやはり、もう少し規模要件を下げないといけないかどうかという議論もまた必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

そこで、確認をしたかったのが、第三分類事業に入らない小規模な太陽光発電事業案件に関して、山梨県に届出は、一応出てくるわけですよ。出てこないのでしょうか。もう勝手に開発事業者が、県を通さずに、もうやってしまうということでしょうか。そこだけ確認をしたかったのですが。

(事務局 渡邊副主査)

事務局の渡邊です。本県では、太陽光発電に関するガイドラインを作成してしまして、対象規模の詳細は、すぐにお答えできないのですが、かなり小規模のものから、県のほうに届け出をしてくださという願いはしています。ただ、強制力がないという問題があり、そのため、今太陽光発電に関する条例化ということも別途検討しているところです。

(伊東委員)

多分、その小規模な太陽光発電施設の案件に関しては、やはり県で把握できるような仕組みにしておいたほうがいいと思いますし、把握できれば、第三分類事業以下の規模要件のものに関しても、例えば自主アセスとか、ここは影響が出そうだなというところが、県で少し判断ができれば、やはり何かしらの対策を講じてもらえるような、少し助言、指導になってしまうのですけども。そういうような仕組みで多分、運用されるほうが、やはりそういう問題が起きにくくなる予防策になるかなと個人的には思います。はい。もしかすると、検討されているかもしれません。

(事務局 渡邊副主査)

先ほど説明できなかったのですが、ガイドラインでは、10キロワット以上のものを対象にして、県のほうに設置する場合は相談してくださいというふうなガイドラインを作成しています。

(伊東委員)

ガイドラインだと完全ではないですよ。義務ではないですよ。やはりその辺は少し注意されたほうがいいかな。できればきちんと届出してもらうような仕組みの方がやはりいいかなと思います。県で把握していない事例で何か問題が起きたときに、県は全くわかりませんというふうになってしまうと、やはり県民は何でそのようなことを知らないのかという話になってしまうので。少しその辺は、御考慮をしていただければと思います。

(事務局 渡邊副主査)

追加で説明ですが、そのガイドラインはやはりお願いベースになってしまいますので、そういった強制力がないということで、今このアセス条例とは別に太陽光発電の条例の検討、どういうことができるのかというのは検討を別の課のほうで進めているところです。

(坂本会長)

はい。よろしいでしょうか。では、他の方、よろしいでしょうか。それでは時間になりましたので、まず確認ですが、この審議会として、この改正案を妥当なものであるということ承認するというところでよろしいでしょうか。

(審議委員各位)

異議なし

(坂本会長)

はい。ではそういうことで、今日出された意見も参考にして、事務局の方では、森林の部署も一緒になっているとのことですので、運営や指導などに生かしていただければありがたいと思います。

はい。以上をもちまして、この太陽光発電についての条例施行規則の案件は終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局 安部課長補佐)

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。坂本会長、ありがとうございました。

3 その他

(事務局 安部課長補佐)

それでは次第3、その他につきまして事務局から説明をいたします。

その他ですが、審議会の開催方法についての御相談でございます。お手元の資料3を御覧ください。Web会議システムの活用について御説明いたします。まず現状でございますが、本年4月に新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、3密を伴う会議等の自粛が要請されましたことから、本審議会につきましても、やむを得ず書面による審議を行ったところでございます。今後、感染症対策の観点から、本審議会に対面による参加ができないという場合が想定されるため、他の手段による会議への参加方法を検討する必要がございます。

す。そこで対応策といたしまして、Web会議システムの活用による、本審議会への参加についてお認めいただくことを御検討いただきたい次第でございます。

システムの概要でございますが、まず、Web会議システム名がズーム、利用環境ですが、必要となるものがインターネットの接続環境、それからパソコン、カメラマイク又はタブレット端末でございます。システムの機能でございますが、カメラマイクを用いた意思疎通が可能であること。それから、資料をデスクトップ画面で共有ができるということ。それから、会議参加者とのテキスト会話、いわゆるチャットといったものができるといったような機能がございます。

しかしながら、システムの活用に当たりましては、次のような課題もございます。各委員の先生方のネットワーク環境の確認と、それから接続テストによります、円滑な意見交換の可否の確認が必要となることでございます。現在のところまだ実際の運用テストが未実施でございますので、現時点でシステムを活用した円滑な会議開催が、可能であるとの確約ができかねますけれども、今後システムの運用が可能であることが確認できた場合には、本審議会におけるWeb会議システムの活用をお認めいただければ幸いです。

あわせて、今後、委員の先生方には、ネットワーク環境の確認と接続テストへの御協力をお願いしたいと存じます。以上の説明を踏まえまして、委員の先生方の御意見を伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

(坂本会長)

はい。ただいま事務局から、ネットを使う審議ということについて御提案ございました。御意見、御質問ありますか。

(伊東委員)

はい。伊東です。私自身としてはすごい賛成なのですが、これはハイブリッドも想定しているのか、完全ズームも想定しているのか、2パターン出てくると思うのですが。ハイブリッドのほうですかね。完全ズームではないということですよ。

(坂本会長)

はい。私も多分ハイブリッドになると思います。多分私は来ると思いますので。

(伊東委員)

傍聴人の方がいらっしゃるすると、ウェビナーの方がいいかなと思います。この審査の委員の先生だけ、ズームで入ることもオプションとしてできるというイメージですかね。

(事務局 安部課長補佐)

そうですね、ハイブリッドを想定しております。

(伊東委員)

わかりました。確認でした。

(坂本会長)

はい。他に御意見あるでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、これは多分、その時期の様子を鑑みて、私と事務局で相談して、これはズーム参加の人もいいようにしたほうがいいかなということになったら、その旨を皆さんに御連絡し、開催までの間に1回テストをしてもらうというようなやり方になるのではないかと思います。はい。ですから完全に全部するわけでもないですし、それはこちらの判断で、お願いいたします。また、私自身も昨日やってみました。東京の会議で、申し訳ないけれどネットにしてくれとお願いしたら、ハイブリットにしてくれました。

そのような格好で、事務局と皆さんの御相談ということで、参加形態を決めたいと思っています。はい、では、この件は終わりにしたいと思います。では事務局お願いします。

(事務局 安部課長補佐)

はい。御賛同いただきまして御了承いただけたということでありありがとうございました。では事務局におきまして、Web会議システムを活用する方向で検討していきたいと思えます。委員の皆様には、繰り返しで恐縮ですけれども、今後、接続テスト等の御協力をお願い申し上げます。では、次に今後のスケジュールでございます。次回の審議会でございますが、1月下旬の開催を予定しております。また、日にち等が決定したところで、委員の先生方には御連絡を差し上げたいと存じます。

これをもちまして、本日の技術審議会を終了いたします。長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。